

第2予算審査特別委員会（第3日目）

H23.3.16(水)10:00～

第一委員会室

開 会 10:00

委員動静報告

委員長

全員出席。これより本日の会議を開く。

委員長

議案第2号 平成23年度滝川市国民健康保険特別会計予算

西村部長

説明を求める。市民生活部長。

榎木課長

（議案第2号を説明する。）

委員長

（議案第2号の詳細を説明する。）

窪之内

説明が終わった。これより関連議案第20号を含めて一括質疑に入る。質疑はあるか。

① P176、直近の滞納世帯のうち、資格証と短期証が発行されている世帯の現状と23年度にどういった取り組みをして資格証をなくして短期証にしたり、短期証から普通の保険証にしようとしているのか。新たな取り組みについての考えを伺う。

② 一世帯当たり、一人当たりの保険税の金額が示されているが、決算のときは各市の順位が出されていた。予算の段階でそうした比較で滝川市がどの程度の位置なのか伺う。

③ P184、今回の5,000万円の基金繰入金については先ほど説明があったが、返還金が生じるかもしれないような形での基金繰入金の返済が今後予想されるのか伺う。また、基金からの繰入は保険税との関係で行うと思っていたが、今回の場合は全くの返還金ということで、国保財政を現状にとどめるための基金の繰入は必要ないと理解してよいか伺う。

④ 予算を立てるために、現年度の状況をきちんと把握していると思うが、収支の見通しについて、どれくらいの黒字になると見ているのか伺う。

佐藤副主幹

① 資格証、短期証の直近のデータだが、23年2月現在で資格証は94世帯、短期証は465世帯である。それぞれ資格要件があるが、資格証については、要件に当てはまるからといって全員に発行しているのではなく、幾らかでも未納額を減少させることを目的に悪質滞納者だけに発行している現状がある。納税相談を最優先にして取り組んでいるところで、新年度においてもこのまま納税相談を重点的に行っていきたいと考えている。

② 各市の状況は公にはなっていないが、一部入手したデータをもとに積算した。給与収入が98万円、250万円、450万円の場合の3パターンで試算をしたが、98万円の場合だと全道で20位、250万円の場合だと14位、450万円の場合だと11位と試算している。

③ 基金繰入の部分だが、前期高齢者などについては概算交付されて2年後に精算になる。概算交付がどのくらいになるか金額が確定しないと返還が生じるのか、追加交付されるのかわからない。22年度分については24年度に精算になるが、まだ確定していないので今の段階ではどのようになるかは未定である。

④ 保険税については、一般の現年が93%、退職分が98%という収納率を設定しているので、それを目指して税務課にも努力していただいている。ただ全体の収支としては、4月にならないと国からの調整交付金のはっきりした数字がわからない。それがある程度明らかになれば黒字ということも予想できるが、

	今の段階では見通しははっきりしていない。
窪之内	① 短期証は病院にかかれるので10割負担でなくてよいが、資格証の94世帯は悪質滞納者ということで、多分継続して何年も支払わずに資格証のままになっている方がいるのではないかと思う。マニュアルのようなものがあって基準に合った人全員を資格証にしているわけではない、納税相談を一生懸命に行っているということだったが、資格証の94世帯はどのように悪質なのか。納税相談にも応じなければこの94世帯を克服していくことはできないと思うが、その辺について伺う。
榎木課長	② 決算見込みはわからないということで大幅な黒字や赤字という状況ではないと思うが、毎年国の方針で限度額が改正になっており、滝川市としては資産割を廃止した以降数年は保険税率に手をつける考えを持っていないのか伺う。 ② 国民健康保険の財政は目まぐるしく制度等が変わっており、今後の見通しとしてたくさんの要素がある。1つは広域化、そのほかにも財政調整交付金の動向、医療費共同事業も30万円以上のものが見直しに入っていくということ、平成24年度には介護報酬と診療報酬の同時改定がある。また新たな高齢者医療の影響がまだ見えない。後期高齢者の75歳以上ではかなり医療費が上がっているとも聞いており、後期高齢者支援金が24年度、25年度が一つの改定期間なので、24年に向けてどうなるかについては、いろんな要素があるので見えにくいというのが実態である。
鎌田副主幹	① 資格証の発行基準は納期限が過ぎて1年以上納付がない者、納付誓約が守られない者といったことが最低限の基準的なものということになっているが、こういった状況に照らし合わせて何の判断もなくすべてを資格証にするということは現状行っていない。悪質の基準については、非常に主観的なものがあるかもしれないが、先ほどの基準以外に我々としては、複数年次滞納されている方で特段の事情もなく納付もしくは相談に応じない、または約束不履行を繰り返すような方、再三の注意を促しながらそれでも納付に結びつかないような方たちに対し、一つの判断として資格証という手続をとらせていただいている。最近では特別事情による方、つい最近では歯痛というような状況の方にも短期間の保険証にはなるが、国保の窓口と連携をとりながら資格証ではない形で保険診療を受けていただくことで手続もしている。まずは相談ありきということを理解いただきたい。
窪之内	資格証を持っている方が健康を害したが、10割負担というものが壁になって病院に行けないという相談があった場合には、短期証で病院に行けるような措置をとっていると理解してよいのか伺う。
佐藤副主幹	病院にかかる必要があるという相談を受けた場合には、事情を伺って期間は短いですが短期証という形で対応している。22年度については、2月末現在で延べ27件の相談があり、そのように対応している。
委員長 副委員長	他に質疑はあるか。 ① P193、保険給付費についてだが、国保法第44条減免について第4回定例会でも質問したが、そのときには住民周知はこれから広報等で早いうちに行うという答弁だった。しかし、そもそもの問題は医療機関に周知しているのかということである。医療機関が窓口減免できることについて理解していなければ、利用のしようがないということもある。現在の周知状況と本年度の取り組みについて伺う。

- ② 旭川市では、減免制度の説明文を医療機関や薬局、ハローワークなどに置くことによって2009年度は実績ゼロだったものが、2010年度には90件を超える活用があった。滝川市においてもこうした積極的な取り組みを行うことで減免制度を使いやすくするといった工夫が必要と思うが考えを伺う。
- ③ P184、参考資料 P30、基金の適正な金額について伺う。第4回定例会では4億円程度という答弁だったと思うが、一人当たりで割り返すと2万円以上の金額になる。道内各市の金額を調べてみると、多いところでは30万円というところも1件ある一方で、1万円以下、2万円以下の市が非常に多い。このことから、基金を取り崩すなどして引き下げる財源に充てるべきと思うが考えを伺う。
- ④ P177、短期証について、結果として未交付となっているものがあれば状況を伺う。
- ⑤ P179、特別調整交付金については、1月半ばに申請して4月くらいに通知されると思うが、経営姿勢分で大きく変動すると言われている。この金額についての根拠と、以前他自治体との比較で出されるという説明があったと思うが、増減も含めた状況と見込みについて伺う。
- ⑥ P177、18歳以下の子供については6カ月の短期証を無条件で発行することが国で決められ、滝川市でも前倒しして実施していたが、状況と見込みについて伺う。
- ⑦ 18歳以下の子供に短期証ではなく正規保険証を発行するという先進的な取り組みをしている自治体が調べた限りでは道内に9自治体ある。滝川市としても調査して取り組みを検討すべきと思うが考えを伺う。
- ⑧ P191、レセプト点検について、委託料を見る限りでは昨年よりふえているようだが、一人当たりの効果額の見込みについて伺う。
- ⑨ P209、特定健診の現状と見込み、これからの取り組みについて伺う。国の動きもあわせて伺う。
- ⑩ 国は2013年度からこれまでの住民税を基準とした方式から旧ただし書き方式に全国的に一本化することを決定したという報道があった。滝川市においてどのような影響が想定されるのか伺う。
- ⑪ 高額療養費制度について、限度額適用認定証のことで以前にある方から相談を受けた。国保税を滞納していることで限度額適用認定証が発行されずに病院にかかれないということで、高額療養費の方で相殺して行うことを条件に交付されたということだった。限度額適用認定証が国保税を滞納しているために受けられないなら生活困窮のために医療が受けられないことにもなりかねない。国保税の滞納者にも無条件で交付すべきと思うが考えを伺う。
- ⑫ コンビニエンスストア等での国保税納付について、実施を検討すべきと考えるが、以前は手数料が大きく市としては行うつもりはないという答弁だったと思う。その後他の自治体への調査や情報収集は行っているのか。仮に実施するとなると想定される費用はどの程度なのか伺う。
- ⑬ 年金が銀行口座に振り込まれた段階で差し押さえすることについて伺う。年金を差し押さえられた高齢者が自殺に追い込まれたということが報道されるなど、全国各地でも深刻な状況になっている。滝川市においても預金は金融資産であることから差し押さえしているが、生活困窮者から最後の糧を奪うという非情な脱法行為とも言える問題と考える。滝川市では行うべきではないと思

うが考えを伺う。また、差し押さえに当たり、給与、年金、家庭環境等の調査をどのように行っているのか伺う。

①② 住民に対する説明については、以前は広報等で周知していたが、最近はそのような周知も行っていないので、23年度の早い時期にきちんと広報等で周知したい。医療機関についても何らかの周知が必要と考えているので、何らかの周知方法を考えたい。

③ 過去に複数年度赤字だったという状況を第一義的に考えている。まずは国保財政の安定化ということが念頭にあるが、過去の状況によると単年度で約2億円の赤字、また3年間で4億5,000万円の赤字という時期もあった。国保会計自体は医療給付費によって大きく増減する会計なので、医療費が高額な方がたくさんいて医療費が増額になり、医療給付費がふえたために赤字になることも想定されるので、21年度末においては3億4,000万円の基金残高があるが、それらを考慮して今のところは直ちに切り崩して国保加入者に返還する予定はない。

④ 短期証を窓口に取りに来なかった方については全員自宅へ郵送しているので、未交付という方はいない。

⑤ 特別調整交付金については、20年度は4,000万円、21年度は4,200万円の交付があった。例年だと3月下旬に交付の有無、金額についてははっきりするが、道などに確認してもはっきりしない。今の段階ではもらえるのかももらえないのか、金額も含めてわからないような状況である。

⑥ 中学生以下の子供については、20年9月から6カ月間有効の短期証を発行しており、22年7月からは国から高校生以下についても6カ月間有効の保険証を郵送するよう指導があったので発送している。件数については、資格証で7世帯、短期証で99世帯である。

⑦ 道内の状況については把握していないので、直ちに調査をして検討したい。

⑧ 委託料については30万円ほどふえているが、電子レセプト化が5月分から開始された分で若干ふえている。レセプトの点検内容については変わっていない。効果としては、20年度が全体件数に再審査請求の率が2.8%ということで、21年度は2%、22年度も昨年同様2%を見込んでいるが、新たに包括医療制度ということで、従来の診療ごとの出来高払い方式と異なり、病名や症状をもとに手術などの診療行為に応じて一日当たり幾らという医療費を包括するというような制度ができた。それらが滝川市立病院と砂川市立病院に導入され、滝川市の国保加入者も滝川市立病院と砂川市立病院に通院する割合も高いので、そうすると査定というか再審査請求も少なくなってくるので、そういった影響からも若干減少していると思っている。

⑨ 23年度については特定健診の受診率を60%にするという計画だが、これは国が24年度までに受診率を65%に引き上げるという方針に沿って毎年10%ずつ引き上げてきたところだが、現実問題としてその達成が厳しい状況にあると考えている。21年度については目標の40%に対して25.2%、22年度は50%という目標だが、12月段階では昨年度並みの状況にとどまっている。何とか受診率を上げるように対策を講じており、年度途中で健診の申し込みはがきを同封したダイレクトメールを送付したり、特に受診率の低い地区には訪問や電話による受診勧奨を行うなどして個別の聞き取りなども行っている。昨年は受診したがことしは受診していないという方にも電話などで受診勧奨を行っているが、

なかなか受診率が伸びない状況である。聞き取りをしている中で、今病院を受診して検査を受けているのであえて特定健診を受けなくてもいいという方が多く、病院のデータをもらえることができれば受診率に含めてもいいということもあるので、23年度に向けて滝川市立病院に検査データをもらえないか詰めているところで23年度から実施していきたいと考えている。受診率が達成できなかった場合はペナルティーを科すという国の基準の具体的な内容については、1月から内容を検討する動きもあるようである。一部では25年からのペナルティーは科さないという情報もあり、仮にペナルティーが科されたとしてもそのような状況になっていることで受診率の向上を図っていきたいと考えている。

⑩ 2013年度からの旧ただし書き方式への一本化については、既に導入しているので影響はない。

加藤課長

⑪ 短期証の方で限度額適用認定証を高額療養費と相殺という話があったが、現在高額療養費制度についても、国保税の滞納の有無にかかわらず申請を受け付けている。限度額適用認定証についても、短期証の方で納税相談をされていない方は、税務課と納税相談をしてもらいながら全員に発行している。高額療養費との相殺という部分については、現在行っていない。

⑫ コンビニエンスストアでの収納については、近年多くの自治体で採用されてきている状況を把握している。国の調査によると道内自治体では21年度末で16市町が実施している。実施を想定した場合の費用だが、システムの改修費用に数百万円、コンビニエンスストアの手数料の収納代行業者との契約で若干経費がかかる。納付書についても設計変更ということで若干経費が上がると思う。一番大きな経費としては、一件当たりの収納代行手数料が大体50円から60円で、収納した件数を掛けた額が継続的にかかると推測している。コンビニエンスストアでの収納を行っている自治体からは収納率的には特に上がらないと聞いているが、住民の利便性がふえるということで、今まで金融機関で納めていた方がコンビニエンスストアのほうに流れるということが傾向としてあり、この辺も踏まえて今の時点でコンビニエンスストアでの収納を早急に導入することは約束できない。ただ導入についての調査、研究はこれからも継続していきたいと考えている。

⑬ 地方税法では、納税者が納期限までに完納しない場合には納期限後20日以内に督促状を発しなければならない。また、滞納者が督促を受け、その督促状を発してから起算して10日を経過した日までに完納しない場合には、滞納者の財産を差し押さえなければならないとうたわれている。ただ実際には、連絡をとって納税相談を行って納付をお願いしている状況の中で、接触できない、約束が守られないという場合は差し押さえを実施している。預金口座の差し押さえについては、預金口座に入った段階でその性質は承継しないということが国税徴収法の通達の中でうたわれており、その判断により差し押さえしている。この判断については、特に変わったということは聞いていない。私どもとしては、ある程度その方の生活を考慮した中で全額を差し押さえるということを行っている。ほとんどの納税者がきちんと納付されており、滞納している方で納付約束を守っている方もおられる。その方々との比較の中で税の公平性を考えたときに、やむを得ないと考えている。

副委員長

① 減免制度の説明文については、医療機関への何らかの周知方法を考えたいということで前進だと思う。医療機関に限らず薬局やハローワークといったと

ころに見てすぐわかる形で出すことが必要だと思う。3月の広報で税のことが出ており、困窮されている方にはこんな制度もあると書かれていたが、一般の方が見てもわからないのではないかと思った。対象になるのかならないのかわかりづらいので、困ったときにはすぐ相談できますというような形で記載する工夫が必要と思うが、工夫していく考えについて伺う。

② 特定健診については受診率 60%が目標だったが、昨年 12 月段階で昨年度並みだったということで本当に厳しい状況と思う。ただ滝川市よりも人口が多い自治体でも受診率が高いところもある。苫小牧市、北広島市、登別市などは滝川市より若干だが高い。さらなる取り組みが求められると思うが、本当に目標の 60%は現実的な数字なのか。達成不可能に思えてならないが、60%という数字を目標として出さないほうがよいのではないか。今の国の動きでも、道内や市の現状から見ていきなりペナルティーとはできないと思う。目標設定の 60%は仕方ないと考えないほうがいいと思うがその辺について伺う。

榎木課長

① 一部負担金の関係については、これまで余り P R されていなかった。今年度からは今まで以上に周知していくことで考えているが、どのような周知方法がいいかは少し考えさせていただきたい。

② 特定健診の 60%の関係だが、計画どおりの予算ということで載せている。60%に向かっていく努力というか希望は持っているが、かなり難しい数字だと思う。国のほうからも各自治体が出している目標のパーセントをもう少し見直してということであるので、来年度からはもう少し現実に近い数字を載せていきたい。

委員長

他に質疑はあるか。(なし) 質疑の留保はなしと確認してよいか。(よし)

以上で議案第 2 号及び関連議案第 20 号の質疑を終結する。

引き続き議案第 5 号について説明を求める。

議案第 5 号 平成23年度滝川市後期高齢者医療特別会計予算

委員長

説明を求める。市民生活部長。

西村部長

(議案第 5 号を説明する。)

委員長

説明が終わった。質疑はあるか。

窪之内

後期高齢者医療は国によって見直しが行われるということで、いろいろな案が出されている。自治体として何か新年度に求められている調査や周知に関するものが新年度の予算に含まれているのか伺う。

榎木課長

新たな高齢者医療制度の関係については、この予算の中にはない。

窪之内

予算の中にはないが、事前の調査等が求められていないのか伺う。

榎木課長

調査等も求められていない。私どもがわかっているのは、法案を出す予定であるということだけである。

委員長

他に質疑はあるか。

副委員長

健康診査に要する経費について、今回、生活機能云々がふえてさらに受診者増を見込んでということだったが、これまでも受診者増に向けて広域連合とも連携して取り組んでいくべきだという話をしてきたと思う。現状として見込みと実際の数字がどうなっているのか伺う。また、新年度でどの程度の増が見込まれているのか、広域連合として受診者増への取り組みがあったのか伺う。

梅津副主幹

健康診査については、新年度 140 人ということで見込んでいる。今年度までは予算上は 100 人という見込みで組み立てていた。実績として 22 年度が 112 人ということで予算より 12 人ではあるが増だった。納付書等に健康診査を受けるよ

うに記載したり、広報等で周知をした結果が少しずつでもあらわれているのではないかと思っている。ただ高齢者の方の健康診査は難しく、病院にふだん行かれている方が多いことで、健康診査を別に受けなくてもいいという意識の方が多いいのではないかと思っているが、今後も健康診査の必要性を訴えていきたい。広域連合においても、具体的な部分ははっきりとはわからないが、前年度以上にPRしていくことで聞いているので、滝川市としても今以上にPRをしていきたいと考えている。

委員長

他に質疑はあるか。(なし) 質疑の留保はなしと確認してよいか。(よし)

以上で議案第5号の質疑を終結する。

本日まで3日間、質疑を行ってきたが、総括質疑への留保はなしと確認してよいか。(よし)

確認したので以上ですべての質疑を終結する。ここで昼食休憩とする。再開は午後1時とする。

休 憩 11:16

再 開 13:00

委員長

休憩前に引き続き会議を再開する。これより討論に入る。討論順序については初日に決定しているとおり新政会、市民クラブ、公明党、日本共産党、窪之内委員の順となる。最初に新政会代表の方。

討 論

堀 田

最初に3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震による大きな地震、想像をはるかに超える津波の恐ろしさを改めて認識したところである。災害にあわてお亡くなりになられた方々に心からお悔やみ申し上げます。

新政会を代表して第2予算審査特別委員会に付託された議案第2号から第7号の平成23年度特別会計4件及び企業会計2件並びに関連議案第20号、第21号、第25号から第27号までの議案5件について、賛成の立場から討論を行う。

委員長

荒 木

次に市民クラブ代表の方。

市民クラブを代表して第2予算審査特別委員会に付託された議案第2号から第7号の平成23年度特別会計4件及び企業会計2件、関連議案第20号、第21号、第25号、第26号、第27号について、可とする立場で討論する。

委員長

三 上

次に公明党代表の方。

初めに3月11日に東日本を襲った未曾有の大震災で亡くなられた方々に深く哀悼の意を表すとともに、被災者の皆様に心からお見舞い申し上げます。

公明党を代表し、本委員会に付託された議案第2号から第7号及び関連議案に対し、賛成の立場で討論する。

委員長

副委員長

次に日本共産党代表の方。

日本共産党を代表して議案第2号から第7号、関連議案第20号、第21号、第25号、第26号及び第27号に賛成の立場で討論する。

委員長

窪之内

最後に窪之内委員。

平成23年度第2予算審査特別委員会に付託された議案第2号から第7号まで、議案第20号、第21号、第25号から第27号までのすべてを可とする立場で討論する。

委員長

以上で討論を終結する。討論要旨は整理して3月25日までに事務局へ提出願う。

採 決

これより採決を行う。

議案第2号、第3号、第4号、第5号、第6号、第7号、第20号、第21号、第25号、第26号、第27号の11件を一括採決する。

本案をいずれも可とすべきものと決することに異議はないか。(なし)異議なしと認める。よって本案はいずれも可とすべきものと決した。

お諮りする。委員長報告書については正副委員長に一任願えるか。(よし) そのように決定させていただく。

以上で本委員会に付託された議案の審査はすべて終了した。この場合、市長から発言の申し出があるのでこれを許したいと思う。

市 長

ただいま第2予算審査特別委員会に付託をされましたすべての議案について、全会一致で可決をしていただきました。心から厚くお礼を申し上げたいと存じます。この企業会計、特別会計は、滝川市の予算の半分以上を超える予算規模を持つ極めて多岐にわたる会計を伴っており、そういう意味ではいろいろ議論の対象が多かったと思いますが、任期のそれぞれの最後に当たりまして、全会一致で可としていただきましたことには、ある種の感慨を覚えるものであります。ご議論いただきましたことを職員とともに十分吟味をし、今後の行政運営に生かさせていただきたいと思っています。私の任期も残り少ないわけですが、勇退される議員さんもおいでのようにです。そういう意味では委員会において真摯な議論をいただいて、円滑な市政運営について意見をいただき、評価もいただき、ご審議をいただいて運営がなされてきましたことに、心から感謝を申し上げたいというふうに思います。誠にありがとうございました。

○山木委員長、酒井副委員長退任あいさつをする。

委 員 長

以上で第2予算審査特別委員会を閉会する。

閉 会 13:25